

## 名古屋地方裁判所委員会（第8回）議事概要

### 1 日時

平成19年5月29日（火）午後1時30分から午後5時00分まで

### 2 場所

名古屋高等裁判所12階大会議室

### 3 出席者

（委員） 大橋裕志，小野浩子，加藤令吉，大海和久，天童睦子，中野慧子，水谷研治，山田昌，相羽洋一，津熊寅雄，熊田士朗（委員長），伊藤新一郎（敬称略）

（説明者）波多江真史（刑事部裁判官），三木英一（事務局長）

（事務担当者）中村直文（民事部裁判官），笹本忠男（名古屋簡裁裁判官），関衛（民事首席書記官），岡庭主典（刑事首席書記官），江口和明（名古屋簡裁首席書記官），坂本光昭（総務課長）

### 4 協議テーマ

裁判員の選任手続について

### 5 議事

(1) 委員の交代，新委員挨拶

(2) 委員長互選

委員の発議により熊田委員（名古屋地裁所長）を新委員長に選任した。

(3) 裁判員制度についての広報活動状況報告（三木事務局長）

(4) 協議テーマに関する説明（波多江裁判官）

(5) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）

(6) その他

(別紙)

### 協議テーマに関する意見交換

( : 委員 , : 委員長 , : 説明者等 )

裁判員の年齢構成について、少子高齢化が進むと70歳以上の方が増え、若年層の負担が増えるのではないかと。逆に、70歳以上の方が辞退せず裁判員に選任された場合、若い方のペースと合わず、全体の足を引っ張ることにならないか。

名簿が1月1日から有効で、6週間前に呼び出しをするということならば、12月末に呼び出しをしたら、年をまたいで呼出状が届く。「何月の裁判ならいつ作成した名簿で、いつ選ぶ。」というような、裁判員の立場に立った説明をした方が良いのではないかと。ところで、協力する国民に対して「呼出し」という文言は、法律に定められているとはいえ非常にお上意識の高い言葉だと思う。

ニュースで地方裁判所の広報行事(選任手続に関するもの)を報道したところ、視聴者センターに「呼出し」とは何だという苦情があった。「呼出し」という表現を変えないと、市民から反発があるのではないかと感じた。

ところで、呼出しの際には、裁判の日程を連絡するということが、3日の日程なら、候補者は、選任されないかもしれないのに、会社に3日休むと届出をした上で選任手続に来ることになるのか。

「呼出し」という文言は法律用語ではあるが、その表現方法については、裁判所として何か工夫ができないか検討してみたい。一方、裁判員の選任に関しては、委員御指摘のような事情もあり得るので、裁判所としても悩ましく思っており、質問票等の活用も含め適正な選任手続をするための情報収集に取り組んでいる。

愛知県の場合、名古屋と岡崎で裁判員が参加する裁判が行われるとお聞きしているが、裁判員候補者は県内全域から選出されるのか。

名簿登載者には通知がされるが、名簿自体は一般には公表されない。地域的範囲は、本庁、一宮支部及び半田支部の区域と、岡崎支部及び豊橋支部の区域に分けて作成される。

日当には税金がかかるのか。大変な役目を負うのに、日当に課税されるというのも釈然としない。

選任された方の職業が偏ることもあるのか。偏った場合に調整することもあるのか。

調整は予定されていない。

県外に単身赴任している人が、愛知県に呼び出されることもあるのか。

住民票をベースに名簿を作成するので、住民票を単身赴任先に移していない場合はありえる。

先程、70歳以上の方の出頭率の話があったが、私は、70歳以上の参加希望率が高いのではないかと考える。また、高齢者でも時間に余裕のあるような人だけが出頭するという傾向も生じるのではないかと。そういう意味での、この制度のおかしさは、実は結構多くの人を感じているのではないかと。制度広報に掛けている裁判所の人的コストは大きいはずだが、PRというのは、実は関心のある人にしか届かない。関心のない人でも「この制度はおかしい」と感じているのではないかと。

かと思うが、そういう意見が表に出ていないのも問題ではないか。

私も、このままで本当にうまく行くのかなと心配している。私の周りでは、制度が始まることは知っていても、詳しい内容は知らない人が多い。死刑事案に関与するのは責任が重く耐えられない、守秘義務が重荷になるのではないかと、やはり難しいのではないかと、などと心配している人もいれば、無関心な人もいる。参加したいという人の意欲を深める広報をすべきではないか。裁判所が広報に力を入れているのは分かるが、本当に広く一般の人全てに届いていないように感じる。私自身も、いまだに司法に国民が参加することの必要性が納得できていない。本当に必要なのか、本当に裁判が変わるのか、その点を一般の方が納得できる広報を考えて欲しい。

制度ができており、施行を待つ状況で懸念するのは、最近の報道が過激な方向に走りがちであるということだ。あるキャスターが、「 が悪い。」とずばっと言ってのける。キャラクターもあるが、これが支持される風潮がある。犯罪にもいろいろな背景事情があるのに、一言で評価してしまう。そのような風潮が広がる中で、一般の方が判決に加わることへの怖さがある。新聞でイギリスの陪審員の話を読んだ。国中を騒がせた切り裂き事件の裁判の陪審員を、犯行地に住んでいる人を除外して選んだということだった。歴史あるイギリスですらこのような配慮があるのに、短絡的な意見が支持される今の日本で、本当に公正な裁判が可能なのだろうか。選任手続も、そういう観点を持って進めるべきではないか。

3月に、私の所属するロータリークラブに名古屋地裁の裁判官に来てもらい、制度の説明を聞いた。非常に好評だったが、裁判官が帰った後は、「わしら年寄りには来ないでしょう。」「自分は忙しくて無理だわ。」と否定論者ばかりで、制度の趣旨は実感してもらえていないようだった。1回だけの話では、やはり実感として伝わらないので、やる以上は、こまめに、少人数でも丁寧に紐解いて理解を深めていかないといけないのではないかと。

国民の司法参加という言葉が出てきたのは、司法が国民に遠かったため。一般の意見を採り入れることが裁判員制度の発端だったのならば、この選任手続には問題がある。というのは、「参加したいのに参加が事実上不可能なグループ」を排除しているからである。例えば保育サービスで言うと、ブックレットには「保育サービスを利用できるように努めています。」とある。「努力」が、はたしてどう具体的に実際の参加に結びつくのか。障害者のサポートでも同じ話であり、「選別弱者」を作らないようにしないと「真の司法参加」に到達しないと考えている。また、選任された方の力量やパーソナリティーによっては、大きなストレスを抱える方もいるのではないかと。大学で法律学を学んだ人と、人間学を専攻した人とでは、やはり考え方が違うかもしれない。国民が司法参加するためには、公平さや公正さに配慮することができ、選任後に一定のリーガル・リテラシー(法律的事項の理解力)を持つことができる人が、一般感覚に基づいて参加することが必要なのではないかと。はたしてそこまでのレベルに達しうるのか、いよいよ次のステージに来たと感じている。

パンフレット等を見てショックだったのは、問い合わせの電話番号がどこにも

ない。もっと気楽に聞きたい人もいるだろう。また、就職禁止事由がやたらと多いが、その理由が知りたいと思った。

不適格事由の「不公平な裁判をするおそれ」というのが、漠然としていてよく分からない。選任手続で、死刑制度についての意見を聞かれることもあると聞いた。質問への回答を拒否しても罰則があるのに、一体どういう趣旨で聞くのか。

被告人や被害者の親族などが裁判員になると一般的に公平らしさに疑念が生じる懸念がある、という趣旨ではないか。死刑制度への質問をするのも、死刑適用の可能性のある事件で、現行の法規の中での公平な判断ができるかということを知るために聞くもので、死刑制度への賛否の理由を細かく聞くことを予定しているものではないと聞いている。

「公平な判断」のため、というが、質問を受けるのは、やはり何か試されている気がする。過去に似た被害を受けたかどうかということも聞く予定とも聞いた。「公平」自体が難しい概念であり、それゆえ質問に答えることも難しいのではないかと感じた。

新しい制度なので色々な不安をお持ちになるのだと思う。できるだけ皆様の不安をなくせるように審理の工夫や、分かりやすい裁判をするための研究をしている。検察審査会制度でも、施行当初は、9割の人が抵抗感を示していたらしいが、いまは経験者による団体もできている。広報活動は、地道に続けて行かねばと考えている。

精神疾患によっては、知的レベルが高く、精神科の中でも特に専門性が高い分野の医師が診て初めて判明するようなものもある。正しい裁判をする上で障害となる場合もあるのではないか。

質問手続において、個人のプライバシーまで侵害するようなことは考えていないので、そういう事もあり得ると思う。しかし、この制度はむしろ、色々な方から色々な意見が出され、色々な視点から議論されることを重視しているのではないか。だから、9人による評議で議論しつつも、まとまらない場合は多数決により審理を遂げることも想定した制度となっているのではないか。

どうしても嫌な人は参加しなくても良いという制度にするのが何よりでないか。細かい内容は今後政令で決めるということだが、参加しても良いという人を対象にした制度にすべきである。

辞退を認めるかどうかの運用の基準としてご提言はないか。

そのような基準は、どれだけ議論しても作れないと思う。ある程度まで決めたら、後は進めていくしかないと思うし、いろいろ心配して試行錯誤してもコストの無駄だ。そもそも裁判に国民を引っ張り込むという姿勢自体どうか。どれだけPRしても国民を納得させることはできないのではないか。

国会が決めた法律なので、円滑に実施できればと思うし、中小企業における制度周知、制度理解のお手伝いができればと考えているが、私も個人的には制度自体に一抹の懸念がある。はたして戦後の司法に、国民参加を求める必要性があったのか。裁判官は民主的に選ばれた人ではないが、優秀で識見と品格を持っており、精密司法と呼ばれるような、国民が納得できる裁判がされ続けてきたはずで

ある。

ある植木屋が、PTAの会長をしぶしぶ引き受けたのに、1年勤め上げて最後に「人生バラ色だった」と述べた。裁判員も、1回やってもらってから、再び意見を聞いてみればどうか。

もう一つ、公正な裁判ができるのか、という疑問がある。模擬裁判に参加したとき、事前の裁判長の説明で裁判の流れは分かったが、いざ始まってみると進行のテンポが速く、じっくり考える余裕がなかった。自白事件ではあったものの短時間で刑まで決まってしまう、本当にこれでよいのかと思った。概ね3日程度で終わるよう手続を工夫していると言うが、例えば実況見分調書がスクリーンに映し出されても、見ている間は分かったような気になるが、後でどれだけ記憶に残るだろうか。現場検証に行きじっくり考えるべき事件もあろう。軽微な事件から始めるべきでなかったか。

むしろ、重大事件に参加させようというのが制度の狙いなのだろう。しかし、東北の女兒投げ捨て事件が、起訴から1年たっても公判前整理手続が終わっていないように、客観的な証拠の薄い事件ほどプロの目が必要なのではないか。公正な裁判を目指すのとは逆の方向に進んでいるようにも思う。

専門家と素人は違う。民間人はどうしても感情論が中心になる。コンセンサスの得られた3人のプロと、くじ引きで選ばれた6人が一緒になってチームワークが作れるかどうか。どうしてもプロのイニシアチブで、6人の方は感情論を述べるかお飾りになるかではないか。3日が30日なることもあるのではないか。もう一度、民間人が入って裁判ができるのかということを考え直すべき。過去の委員会でも裁判員制度が議題になっているが、今日またこういう意見が出ているのはどうしてなのかということ、裁判所ももう一度考えるべき。

一つ提案したいのは、早く専門的な相談窓口を作るべきということ。いろいろな職員が制度説明を担当しているようだが、専門的に担当者を配置すべきでないか。ところで、どうして刑事事件から裁判員制度を始めるのか。民事の方が参加しやすいのではないか。模擬裁判をやってみて、量刑が一番悩んだ。有罪無罪の認定の方がまだ楽だった。

個人的な意見だが、法解釈とともに勝ち負けの判断を正しく行うのは、実は民事の方が難しいと思う。これに対し、有罪かどうかの判断は、法律の知識がなくとも一定の証拠から常識的に考えて判断できるものだと思う。量刑も、求刑や弁護人の意見、先例を参考にしつつも、いろいろな意見をいただくことで、より適正な量刑ができるものと思う。相談窓口については、制度がスタートした時にはコールセンターのようなものを作ることになる。

一般的な質問には各地の総務課が対応している。確かに、現時点ではそれ以上に専門的な窓口はないが、その結果、多くの裁判官や職員が直接国民の声を聞かせていただけているという面はある。

「国民に開かれた司法」という目的は分かるが、裁判員制度を拒否する権利の保障がないと、一歩間違えると暴力的、強制的な制度になる。プライバシーをさらけ出さないと拒否できないということのないように、選ばれる側の人間的保障の

ようなものが最低限必要なのではないか。そうでないと、司法を開く意味がない。先程、選任手続の質問事項について、「現行の法規の中での公平な判断ができるかどうかを知るために聞く」という説明があったが、何が公平か、何が公正かということについて一般の人がどう捉えているか。感情論ではいけないが、人間的感覚としてどう捉えているかを汲み上げるのが、開かれた司法の次の役割だと感じている。

選任手続で、「身近な人で同様の被害に遭った人がいますか。」という質問をするような場合には、プライバシーに大きく関わる質問でもあり慎重な尋ね方が必要。本日、委員の方々の意見を聞いて、多くは刑事裁判に関わることに對して心配されたり、不安に思われたりしているように受け止めた。国民のプライバシーに関わるという手続の性質上、その気持ちはよく分かる。検察官も毎日緊張感で一杯である。ただ、刑事裁判は、検察官が起訴しないと始まらない。検察官が証拠があると判断して起訴し、有罪立証のための活動をし、立証できなければ無罪となる。その意味では、裁判員の方が加重な負担を負うものではないと考えて欲しい。制度をうまく軌道に乗せるために、検察庁も一丸となって毎日勉強している。

弁護士会も、大多数の弁護士が裁判員制度を成功させようと、PR活動に力を注いでいる。この制度は、いろいろな方に参加してもらおうということが何よりである。日本人は大勢で議論して結論を出すことが苦手だという意見もあるが、企業的意思決定が会議でされるなど、話し合いはあらゆるところで行われている。裁判官の合議でも意見が合わず悩むことはあると聞いている。裁判員裁判でも、いろいろな意見が出て悩むことが大事なのではないか。悩むことが成功なのではないか。いろいろな意見がある中で、実現を図っていくものであると思う。

私も本音では裁判員になりたくないが、制度ができた以上はやるという方針だ。嫌だから他人に押しつけるという考えはいけない。

裁判所としても、法律の制定を前提に、より良い運用を模索しているところである。今日いただいたような意見を多くの方が感じていることを承知した上で臨みたい。

裁判員の意見は裁判官と同じ重みを持つ点で、責任は重い。冤罪もあるのではないか。

冤罪というと、捜査機関の責任は今後重くなるし、弁護士も同じ。いずれも大変な立場にいらっしゃるのだから、正しい判断ができるように、それぞれの立場できちんとした態勢を取られるようお願いしたい。

民事と刑事については、私は刑事の方が参加しやすいという感覚だった。ところで、いままでは裁判官も検察官も法務大臣も死刑には慎重だったと思う。しかし最近、量刑が厳しく、死刑が増えてきたように思う。裁判員制度を議論する中で、既に民間の感覚が入ってきているのではないか。感情論を入れて良いというつもりはないが、これまで裁判官の判断が甘かったのだとすると、制度を議論する中で、そこに歯止めができたことは意義深いと思う。